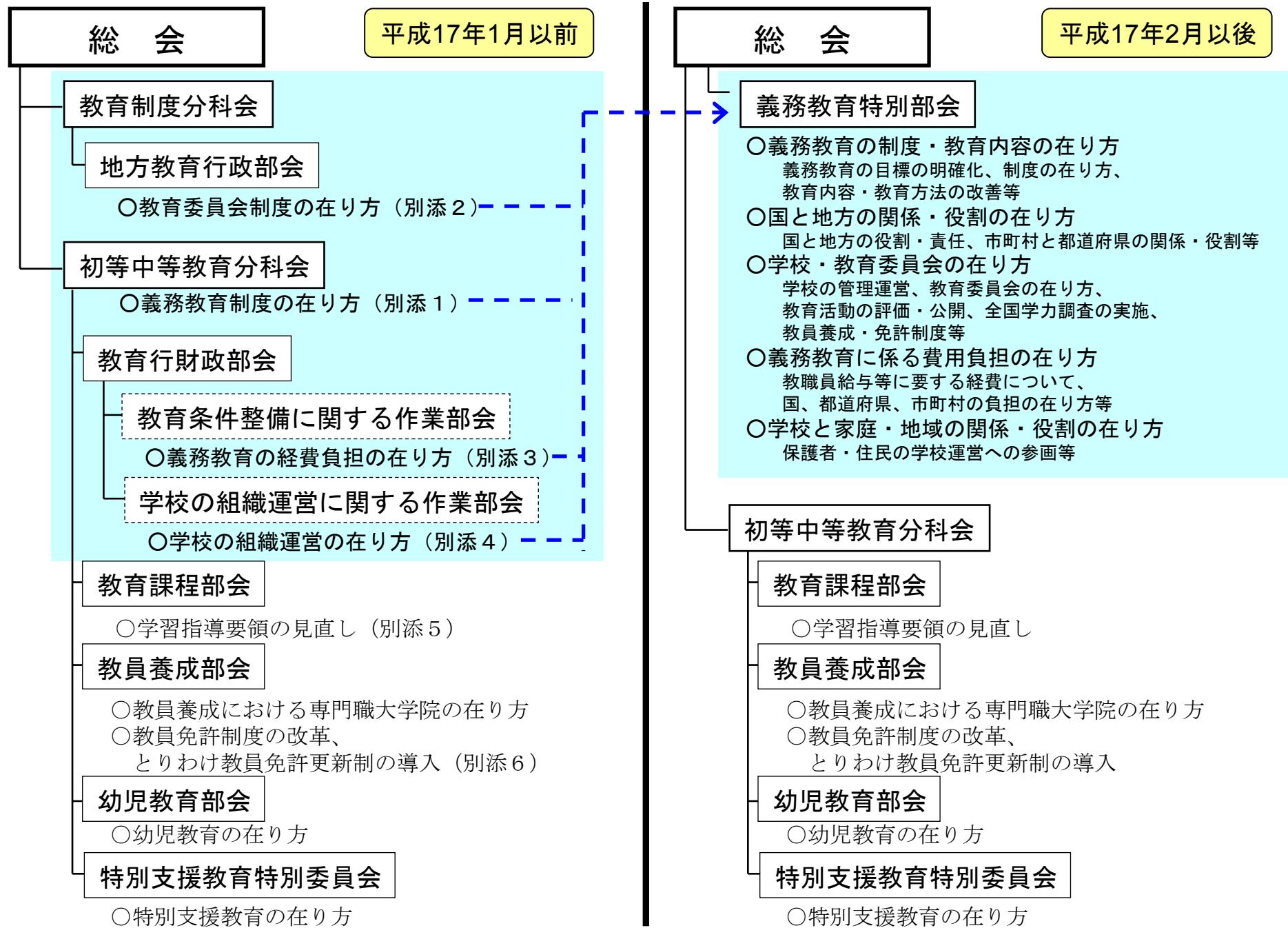


中央教育審議会 義務教育改革に関する検討体制について

参考資料 2－1



「義務教育に係る諸制度の在り方について」

(初等中等教育分科会の審議のまとめ)(概要)

中央教育審議会初等中等教育分科会（木村孟分科会長）においては、平成15年5月15日の文部科学大臣諮問「今後の初等中等教育改革の推進方策について」の中で検討事項として示された「義務教育に係る諸制度の在り方」について、平成16年4月より本格的に審議を行い、平成17年1月に審議の概要を取りまとめた。

審議のまとめの概要

1. 我が国の義務教育制度をめぐる課題

- ◆児童生徒の発達や意識の変化、家庭や地域社会の変化等の中で、義務教育段階の学校教育に様々な課題。
- ◆課題に対応し、より良い義務教育を実現していくため、義務教育の目的・目標を改めて明確にし、具体的に必要な方策について検討することが必要。
- ◆その前提として、教育を受ける権利の保障のため、財政基盤の保障が不可欠。

2. 義務教育の目的、目標

- ◎義務教育の目的についての主な意見
 - ①国家・社会の形成者としてふさわしい最低限の基盤となる資質の育成。
 - ②国民の教育を受ける権利の最小限の社会的保障。
- ◎義務教育の目標についての主な意見
 - 知・徳・体それぞれの観点についての目標が必要。
 - 義務教育の到達目標を明確化すべき。
 - 現行の学校教育法よりも具体的な規定とすべき。

3. 義務教育制度の改革の方向

- ◎義務教育修了の考え方についての主な意見
 - 現行の我が国の義務教育は「年齢主義／履修主義」だが、児童生徒に学力を保障する観点から、もっと「課程主義／修得主義」を重視すべき。
- ◎就学の時期についての主な意見
 - 就学年齢を引き下げるべき。／一定の幅で弾力化すべき。／慎重に取り扱うべき。
- ◎義務教育の年限についての主な意見
 - 一定の期間を定め、その内で9年間就学する仕組みにすべき。／期間を延長すべき。／変更すべきではない。
- ◎学校の区分、学校間の連携についての主な意見
 - 6-3制そのものについて見直すべき。／見直しには慎重であるべき。
 - 小・中、幼・小のカリキュラムを中心とした連携、一貫教育を重視すべき。
- ◎その他の主な意見
 - 義務教育を「就学義務」ではなく「教育義務」の観点からも検討すべき。

地方分権時代における教育委員会の在り方について (部会まとめ)概要

平成16年3月に「地方分権時代における教育委員会の在り方について」 諮問
地方教育行政部会(部会長:鳥居泰彦)において検討し、部会として取りまとめ

地方教育行政の在り方

- ① 全国的な教育水準の確保と市町村や学校の自由度の拡大
- ② 説明責任の徹底
- ③ 保護者や地域住民の参画の拡大

I 教育委員会制度の意義

- 教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映のため、教育委員会は、今後も必要。
- 教育委員会を置かないことを認めるとの意見については、今後、引き続き検討。

II 主な改善事項

(1) 教育委員会の組織等の弾力化

- 自治体がそれぞれの実情に応じて教育委員会の組織や運営について決定できるようにすることを検討。

(2) 首長と教育委員会の権限分担の弾力化

- 文化、スポーツ等に関する事務については、自治体の実情に応じて首長が担当することを選択できるようにすることを検討。
- 学校教育、社会教育は、引き続き教育委員会が担当。

(3) 市町村への教職員人事権の委譲

- 教職員の人事権は、できる限り市町村に委譲する方向で見直すことを検討する一方、県内全域での人材確保にも留意。
- 当面、中核市や一定規模以上の市町村に委譲する方向で検討。

(4) 学校評価の改善

- 学校の自己評価の実施とその公表を義務化することを検討。
- 外部評価は、教育活動の改善のために有効であり、より充実する観点からその在り方について検討。

その他、○教育委員会の自己評価、○学校の裁量権限拡大、
○学校評議員・学校運営協議会の設置の推進 等

「義務教育費に係る経費負担の在り方について」(中間報告) の概要

平成15年5月の文部科学大臣諮問「今後の初等中等教育改革の推進方策について」の中で示された検討事項である「義務教育に係る経費負担の在り方」について、本作業部会において検討し、平成16年5月に中間報告をとりまとめ。

○義務教育費国庫負担の沿革

①国庫補助制度の確立(明治33年)

無償制による義務教育の完全就学実現のため、国の財源保障措置が不可欠であった。

②県費負担制度と義務教育費国庫負担制度の確立(昭和15年)

義務教育費の財源保障のため、教職員給与費の市町村負担を改め、府県と国で分担。

③義務教育費国庫負担法の復活(昭和28年)

昭和24年のシャウプ勧告に基づき、翌年、義務教育費国庫負担金は廃止、地方財政平衡交付金に吸収されたが、教育条件の地域間格差が拡大。全国知事会議の決議等を背景とし、昭和28年に復活。

○諸外国における義務教育費の負担状況

①先進諸国では全額負担する国が多い

②全額負担していない米英でも中央政府の役割が近年増大

③各国では教育投資を拡充する方向で改革

○義務教育費国庫負担制度が廃止された場合の問題点

①義務教育に対する国の責任放棄となる

②義務教育無償の趣旨に反する

③学校に必要な教職員を確保できなくなる

④義務教育に地域間格差が生じる

⑤義務教育費の不安定化を招く

⑥地方財政の硬直化を招く



義務教育費国庫負担金は一般財源化すべきではなく、
義務教育費国庫負担制度の根幹は、今後も堅持していく必要がある

なお、義務教育費国庫負担制度の更なる見直し、市町村の権限と責任の拡大について引き続き検討。

学校の組織運営の在り方について(作業部会の審議のまとめ)

概 要

「地方分権時代における教育委員会の在り方について」の諮問のうち、学校の自主性・自律の確立に関する部分について、学校の組織運営に関する作業部会において検討し、作業部会としてとりまとめ

趣 旨

学校の自主性、自律性の確立の観点から、学校の権限の拡大が進められているなかで、その権限を責任をもって行使し、組織的、機動的な学校運営が行われることが求められる。

このため、権限移譲の受け皿となる学校の組織体制を整えることが必要である。また、学校が組織全体で力を発揮するよう、必要に応じ組織マネジメントの考え方を取り入れるなど学校の組織力を高めることも必要である。

これらにより、学校の組織を簡潔で機動的なものとし、そのフットワークをよくすることを意図するものである。

主な具体的検討事項

(1) 学校の組織体制の再編整備

- 校務分掌の整理合理化を行うとともに、会議のスリム化を図ること。
- 地域の実情に応じ、管理職を補佐し一定の権限をもつ職(主幹等)を置くことができる仕組みについて更に検討すること。
- 小・中学校などについて事務の共同実施を検討するとともに、その場合など、事務長を置くことができるよう更に検討すること。

(2) 教職員の評価と処遇

- 教員の公募制やFA制、優秀教員の表彰などの取組を更に進めること。
- 教職員の新たな評価システムの構築を一層推進すること。
- 評価結果の処遇への適切な反映を図ること。
- 高い指導力のある優れた教職員を位置付ける職種(「スーパーティーチャー」等)について更に検討すること。(キャリアの複線化)

(3) 管理職の一層の適材確保

- 管理職候補者登録制など管理職の育成と一層の適材確保を進めること
- 教頭について、民間人など幅広い人材確保ができるよう、その資格要件を緩和することについて検討すること。

教育課程部会のこれまでの検討状況

平成13年1月 学習指導要領の不断の見直しを行うため、中教審に教育課程部会を常設の部会として設置



平成15年5月 「今後の初等中等教育改革の推進方策について」(包括的な諮問)



平成15年10月
「初等中等教育の当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」(答申)



平成15年12月 学習指導要領の一部改正

- (1)学習指導要領の「基準性」の一層の明確化
- (2)「総合的な学習の時間」の一層の充実
- (3)「個に応じた指導」の一層の充実



学習指導要領の不断の見直しの推進

平成16年3月～

各教科等の専門部会において、初等中等教育全体を通じた教育の在り方、教員の指導力の向上等について審議

平成16年3月

- ・各専門部会(国語、算数・数学、理科、外国語)
- ・教育課程企画特別部会 の設置

平成16年7月

- ・各専門部会(社会・地理歴史・公民、健やかな体、豊かな心、総合的な学習の時間)の設置



学習指導要領全体の見直し

平成16年12月～

学習指導要領全体の見直しについて、本格的な検討に着手

(検討の背景)

- ①PISA2003・TIMSS2003などで明らかになってきた日本の子どもたちの学力の低下傾向
 - ②現行学習指導要領がねらいとする知識・技能を幅広く活用する力や学ぶ意欲が十分身に付いていないこと
 - ③子どもたちの実態や社会・経済状況の変化 等
- ※具体的な問題意識は追って示すこととした

今後の教員養成・免許制度の在り方について (部会の審議状況)

(別添 6)

審議状況

平成16年10月20日に諮問を行った標記の件については、現在、教員養成部会(部会長:國分正明委員)において、検討を進めている。

これまで4回の部会を開催し、自由討議を行うとともに、新教育大学(上越、兵庫、鳴門)の現状と課題や、教員免許更新制を導入しているアメリカ合衆国の現状等について、有識者から意見を聴取した。これらを基に、今後、更に具体的な検討を行う予定。

これまでの審議で示された主な論点

1. 基本的な事項

- これからの教員に求められる資質能力について
- 教員及び教員養成の現状について
- 今後の教員養成の在り方について

2. 教員養成における専門職大学院の在り方について

- 専門職大学院の役割・位置づけについて
- 専門職大学院と既存の教員養成系大学・学部・大学院との関係について
- 専門職大学院の制度設計(教育内容・方法、教員免許状、入学資格、修了者の処遇)等について

3. 教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について

- 平成14年の中央教育審議会答申との関係について
- 教員免許更新制を含む教員免許制度の改革の必要性について
- 教員免許更新制の導入の意義及び位置づけについて
- 教員免許更新制の制度設計(免許状授与の仕組み、更新時の判定方法、いわゆるペーパーティーチャーの取扱い)等について
- 免許状と処遇との関係について

4. その他

- 教員の採用や条件附採用期間の在り方について
- 初任者研修や10年経験者研修など、現職研修の在り方について